

JBNクマ基金 運営規約

2014年12月8日改訂

(名称)

第1条 本基金は、「JBNクマ基金 (JBN Bear Fund)」と称する。

(目的)

第2条 本基金は、日本クマネットワークが行う人とクマの共存に寄与する事業への資金援助を目的とする。

(事業)

第3条 前条の対象とする事業を以下のように定める。

- 1) 日本クマネットワークの内外における募金・広報活動
- 2) 人とクマの共存を推進するための研究・教育・普及啓発活動の援助
- 3) その他必要と認められる事業

(構成)

第4条 本基金に関する運営は、日本クマネットワークのクマ基金委員会が行う。委員長は、日本クマネットワーク代表が指名する。委員は、委員長が指名する。委員会の運営は、役員会の承認を得るものとする。

(任期)

第5条 委員長および委員の任期は2年とする。委員長および委員の再任は妨げない。

(会議)

第6条 本基金に関する委員会(会議)は、必要に応じて委員長が召集し、主宰する。本委員会では、次の事項を審議する。

- 1) 事業計画、予算の決定
- 2) 事業報告、決算の決定
- 3) その他

(事業年度)

第7条 本基金の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の管理・保管)

第8条 本基金の財産は、日本クマネットワーク事務局が管理する。

(事務局)

第9条 本基金の事務局は、日本クマネットワーク事務局内に設置する。

(委任)

第10条 この規約に定めるものの他、基金の運営に必要な事項は、委員長が決定する。

付則

この規約は平成24年4月1日より施行する。